

進ぶるには各員の陰謀的行動と相拂付す、
 偏執を専らを拂し、此に組合員相互の
 理解と信頼とも高き其の理解と信頼の上に相
 協力し行かなければならぬのである。
 中央委員会も今回ノ事件に鑑み、此の障
 害に全組合員の自重を切望し、こすたる由を
 示す。

大正十二年十一月十九日

日本労働総同盟中央委員会

右は中央委員会ノ聲明書の内容。 以下
 註して、一方同盟同盟会に依り陳述され在組合に
 は本部在属として関東地方評議会を設立

一七、

照し、此山の影響に、関東鉄工組合は右離
 され、東京鉄工組合を以て組織し日本各
 労働同盟同盟会、同盟会に加盟し、大正
 十三年十二月十日附を以て日本各労働同盟
 東京鉄工組合 三田支部、磯石支部
 同方ニ支部、古畑支部、同方四支部
 同方五支部、同方六支部、同方七支部
 同方八支部、同方九支部、同方十支部の各を
 以て支部別書を發し、

